

第2次 村上市子ども読書活動推進計画



村上市教育委員会
令和3年3月

◆◇◆ 表紙のイラスト ◆◇◆

村上市観光キャラクター『サケリン』

市名産の「鮭とお酒」、「人情（なさけ）」の「サケ」から
愛称として命名されました。

策定にあたって

村上市教育委員会では、「郷育（さといく）のまち・村上」を教育基本理念に掲げ、村上市民憲章の目指す姿を具現化し、地域の将来を担う人材の育成に向け教育施策を推進しています。

その一つとして、子どもたちが、自ら考え、判断し、さまざまな問題を解決して、未来をたくましく切り拓いていく活力の源となる読書活動の環境づくりを推進するために、平成28年度を始期とした「村上市子ども読書活動計画」を策定し、家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、図書館と連携を図りながら子どもの読書活動を推進するための取組を進めてきました。

アンケート調査等により、計画に基づく本市の子ども読書活動については一定の成果が上がっていると考えられますが、さらなる環境整備に向け、この度、第1次計画の成果や課題、昨今の子どもたちを取り巻く社会状況等を踏まえ、継続、拡充、新規の事業を掲げた令和3年度を始期とした「第2次村上市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

今後、子どもの読書に係わる関係機関が、それぞれの役割を積極的に果たすとともに、より一層の連携、協力により、地域の宝である子どもたちの健全な成長を願い、計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートにご協力をいただきました皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

村上市教育委員会

教育長 遠 藤 友 春

目 次

第1章	村上市子ども読書活動推進計画（第2次）策定の背景	
1	子ども読書活動推進計画の意義	1
2	国の動向	2
3	新潟県の動向	2
4	村上市の現状	3
5	「子どもの読書活動推進計画」に関するアンケート調査の結果	4
第2章	第2次計画の基本的な考え方	
1	計画の目的	6
2	計画の基本方針	6
3	計画の対象	7
4	計画の期間	7
5	計画の位置付け	7
第3章	第1次計画における取組と成果及び課題	
1	家庭における読書活動の推進	8
2	地域における読書活動の推進	9
3	保育園・幼稚園における読書活動の推進	9
4	学校における読書活動の推進	10
5	図書館における読書活動の推進	11
6	数値目標の達成状況	12
第4章	第2次計画における取組	
1	家庭における読書活動の推進	13
2	地域における読書活動の推進	16
3	保育園・幼稚園における読書活動の推進	18
4	学校における読書活動の推進	20
5	図書館における読書活動の推進	23
6	成果指標	27
第5章	施策の推進体制	
1	関係機関の連携	28
2	ボランティア団体との連携と育成	28
3	啓発、広報の推進	28
4	計画の進行管理	29
	【参考資料】	
	○アンケート調査結果	31
	○子どもの読書活動の推進に関する法律	53
	○文字・活字文化振興法	54
	○村上市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領	56

第 1 章

村上市子ども読書活動推進計画（第2次）策定の背景

1 子ども読書活動推進計画の意義

「子ども読書活動の推進に関する法律」の基本理念に「子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と記されています。（第2条）

幼児期からの読書活動によって、子どもが言語能力を高め、多様な物の見方や考え方を身に付け、創造力を養うことは、インターネットをはじめとした情報媒体に溢れる現代社会の中で、自らの問題発見能力・課題解決能力を高めることにつながります。このように、子どもたちの読書活動は、健全な成長を育む上で重要な要素の一つであり、生きる力の糧となっていきます。

しかし、近年、高度情報化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、子どもたちを取り巻く社会環境は急速に変化しています。特に、テレビやゲーム機、携帯電話、インターネットなどの様々な情報メディアの急速な普及により、子どもの興味や関心が多様化し、幼児期からの読書習慣が身に付いていないなどの理由により、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が憂慮されています。

子どもたちのより豊かな成長のために、子どもの読書活動を推進することは、次世代を担う子どもたちを健全に育成する上で重要であり、家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、図書館、読書活動を行う団体などが、相互に連携を図りながら子どもたちの読書意欲を喚起し、すべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備が望まれます。

この計画は、村上市が平成28年3月に策定した「村上市子ども読書活動推進計画（以下「第1次計画」という。）」の方針を受け継ぎ、子どもたちが自主的に読書に親しむ機会と環境を整備・充実することにより、子どもたちが豊かな心を持ち、たくましく成長することを目指して、読書活動を総合的・体系的に推進するための指針を示すものです。

2 国の動向

国においては、読書の価値を認識し、子どもの読書活動を支援する目的で平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年12月には子どもの読書活動の推進のための取組を進めるため、議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、国に対しては子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定を義務付け、都道府県及び市町村に対しては、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を努力規定として定めています。

平成14年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次基本計画）を策定し、施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。平成20年3月に第2次基本計画、平成25年5月に第3次基本計画、平成30年4月に閣議決定された第4次基本計画においては、①中学生までの読書習慣の形成が不十分、②高校生になり読書の関心度合いの低下、③スマートフォンの普及等による読書環境への影響の可能性という現状分析のもと、国・都道府県・市町村は、様々な機関と連携して発達段階に応じた読書習慣を形成する取組を推進することとしています。

また、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実することも必要とし、子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図っていくこととしています。

3 新潟県の動向

新潟県では、未来を担う子どもたちの豊かな心の育成と健やかな成長を願い、子どもたちが意欲的に読書に親しみながら読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指して、平成16年3月に「新潟県子ども読書活動推進計画」（第1次計画）を、また、平成21年3月に第2次計画を策定し、その推進に取り組んできました。

さらに、令和2年3月に第3次計画を策定し、近年の社会情勢を踏まえ、これまでの取組、成果及び課題を明らかにするとともに、県や市町村等が主体的に実施することが期待される取組の方向を示しています。

4 村上市の現状

村上市は、平成20年4月1日に5市町村（村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町）の合併により誕生しました。総面積1,174.26㎡で県内最大の面積を有していますが、その85%は山林で占められ平地面積は狭小です。

令和2年3月末現在の総人口は58,827人（世帯数22,663世帯）、高齢化率は38.69%です。

令和2年度当初で小学校数13（児童数2,308人）、中学校数7（生徒数1,186人）、保育園数14、学童保育所数11あります。

図書館は、村上地区にある中央図書館を中心に各地区に1館ずつ4地区図書館（室）が設置されていますが、広い面積を有する本市においては、子どもが歩いて行ける距離に図書館がある環境は、わずかな地域に限られているのが現状です。

■図書館の状況（令和元年度末）

◇村上市立中央図書館 田端町4-25（村上市教育情報センター内）				
延床面積	蔵書数	中央配本数	利用者数	貸出冊数
1,262 ㎡	168,579 冊	-	38,036 人	119,382 冊
◇村上市立朝日図書館 岩沢 5668（村上市総合文化会館内）				
延床面積	蔵書数	中央配本数	利用者数	貸出冊数
504 ㎡	33,716 冊	-	2,666 人	8,139 冊
◇村上市荒川図書室 羽ヶ榎 104-25（荒川地区公民館内）				
延床面積	蔵書数	中央配本数	利用者数	貸出冊数
102 ㎡	4,734 冊	4,954 冊	2,988 人	9,027 冊
◇村上市神林図書室 岩船駅前 63（神林農村環境改善センター内）				
延床面積	蔵書数	中央配本数	利用者数	貸出冊数
48 ㎡	4,418 冊	1,341 冊	1,233 人	3,759 冊
◇村上市山北図書室 府屋 177-1（さんぽく会館内）				
延床面積	蔵書数	中央配本数	利用者数	貸出冊数
44 ㎡	5,581 冊	658 冊	965 人	2,637 冊

5 「子どもの読書活動推進計画」に関するアンケート調査の結果

第2次計画を策定するにあたり子どもの読書活動の現状を把握するため、アンケート調査を実施しました。（詳細は付属参考資料参照）

《調査対象》

- ・ 学校図書館
- ・ 保育園に通う4歳児の保護者
- ・ 小学校6年生（＊第1次計画では4年生）
- ・ 中学校2年生

第1次計画の策定時に実施したアンケート調査（平成26年10月実施）と比較した結果は、以下のとおりです。

（1）子どもの読書への関心について

「本は好きですか」という質問に対して、「とても好き」「どちらかという好き」と答えた割合は、4歳児では8ポイント増加し89%、小学校6年生では4ポイント減少し83%、中学校2年生では8ポイント増加し84%でした。

「本を読むことは、大切だと思いますか」という質問に対して、「大切だと思う」「少しは大切だと思う」と答えた割合は、小学校6年生では1ポイント増加し98%、中学校2年生では3ポイント増加し95%でした。

本が好きではない子どもであっても、本を読むことは大切なことであると認識していることが分かります。

（2）子どもの読書頻度について

「どのくらい本（教科書以外）を読みますか」という質問に対して、「ほぼ毎日～月に1、2回程度」と答えた割合は、小学校6年生では1ポイント減少し92%、中学校2年生では増減なく91%でした。

小学校6年生が微減しています。

（3）図書施設の利用について

「市の図書館、図書室、移動図書館車を利用したことがありますか」という質問に対して、「利用している」「ときどき利用する」と答えた割合は、4歳児

では3ポイント増加し66%、小学校6年生では4ポイント減少し76%、中学校2年生では6ポイント増加し74%でした。

「学校の図書室を利用していますか」という質問に対して、「利用している」「ときどき利用する」と答えた割合は、小学校6年生では95%、中学校2年生では58%でした。

「利用したことがない理由」としては、市の図書施設については「場所が分からないから」、学校図書室については「行く時間がない」という理由が多いようです。

第1次計画に掲げる施策の推進により、本市の子ども読書活動については、一定の成果が上がっていると考えられます。

第2章

第2次計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画であり、第1次計画の目標を引き継ぎ、本市における子ども読書活動推進に関する施策の方向性や取組を示したものです。

2 計画の基本方針

本計画の目的を達成するため第1次計画の基本方針を踏襲し、次の3つの施策を基本方針として、子どもの読書活動を総合的に推進します。

(1) 地域社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、図書館が、それぞれ担うべき役割を明確にし、互いに連携・協力した取組を推進します。

(2) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境づくり

子どもが、乳幼児期から発達段階に応じて、家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、図書館において読書に親しむ機会の提供や、環境の整備充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動の意義や重要性の普及

子どもたちが自主的な読書習慣を身に付ける上で、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。社会全体で読書活動を推進するため周知・啓発を図ります。

3 計画の対象

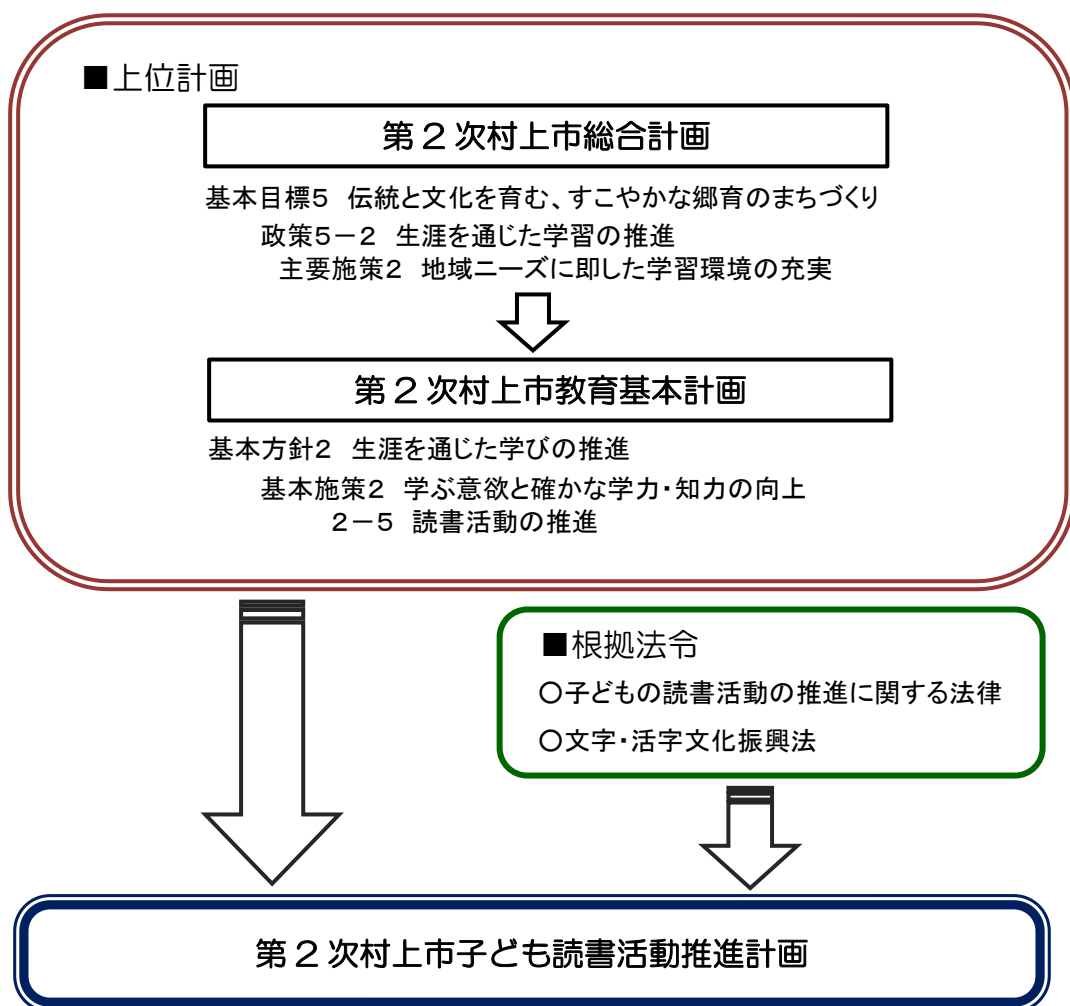
本計画における「子ども」とは、0歳（乳幼児期）からおおむね18歳（高校生期）までを指し、家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、図書館等の子どもの読書活動と関わりのある市民や団体も対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 計画の位置付け

本計画に係わる上位計画と根拠法令は、以下のとおりです。



第3章

第1次計画における取組と成果及び課題

本市では、平成28年3月に策定した第1次計画に基づき、家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、図書館と連携を図りながら子どもの読書活動を推進するための取組を進めてきました。その取組状況と成果についての評価は以下のとおりです。

1 家庭における読書活動の推進

◆成果

保健医療課、各地区読み聞かせボランティアと各地区公民館が連携し、10か月児健康相談の機会を利用してブックスタート事業※1を実施しました。絵本のプレゼント、ボランティアによる読み聞かせ、ブックスタートの意義について説明を行い、絵本を媒体とした親子の触れ合いの大切さを伝えてきました。

また、図書館内に読み聞かせにおすすめの本のコーナーを設置するとともに、発達段階別ブックリストを作成し配布するなど、本を通して家庭でもコミュニケーションが図られるよう、創意工夫に努めました。

さらに、子育て支援センターにおいて、支援センター職員、ボランティア団体、図書館職員と連携して読み聞かせを実施し、親子で読書への関心を深め、乳幼児期から本に親しむことの大切さや楽しさの啓発に努めました。

◆課題

ブックスタート事業でもらった本を91%の家庭が、読み聞かせに活用しているというアンケート調査結果から、第1次計画期間内に一定の成果が得られたと言えます。

今後も親子で共に読書に親しむことや、子どもの読書活動推進の必要性について、保護者の理解が広がるよう、継続した働きかけが必要と考えます。

※1 ブックスタート事業：自治体が0歳児健診などの機会に、赤ちゃんとその保護者に「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントして心ふれあうひとときをもつきっかけを作る活動。

2 地域における読書活動の推進

◆成果

図書館・図書室において、あらゆる分野への興味に応えられるよう、児童書の充実を図り、学びの場を提供しました。

移動図書館車による定期巡回及び、子育て支援センター、保育園、学校への定期的な図書の貸出しにより、身近な場所に本のある環境を整えることができました。

ボランティア団体との連携による定期的な読み聞かせの実施や、蔵書を利用した工作教室を開催するなど、子どもに本の楽しさを伝えました。

ボランティア養成講座を実施し、読み聞かせを必要とする子ども関連施設※2への支援者確保につなげることができました。

◆課題

豊富な本の中から自分の大切な一冊となる本に出会えるよう、継続して児童書の充実を図り、どの地域においても身近に本に親しめる環境を引き続き整備していくことが課題です。

3 保育園・幼稚園における読書活動の推進

◆成果

日頃の保育活動の中で、園児に対し絵本の読み聞かせなどを行うことで子どもに読書の楽しさとふれあいの場を提供できました。

また、市立図書館で実施している団体貸出を活用し、子どもが本に親しむ環境の充実を図ることができました。

さらに、絵本に対する理解を深めるため、専門研修会へ参加し、保育士の資質向上に努めました。

※2 子ども関連施設：保育園、幼稚園、子育て支援センター、学童保育所、児童館、学校 など

◆課題

幼児期においては、本に興味を示す子どもがいる一方、遊びに夢中で本には興味を示さない子どもがいるなど、ばらつきがあります。個々の読書量を高めるためには、保護者への啓発や定期的な読み聞かせを継続していく必要があります。

4 学校における読書活動の推進

◆成果

全校で「朝読書」や読み聞かせを継続的に実施、「校内読書週間」の設定や「親子読書」を推奨し、読書機会の充実を図りました。

また、学習活動に多読を取り入れたり、「社会科」や「総合的な学習の時間」での調べ学習で積極的に学校図書館を活用し、インターネットによる調べ活動と併用したりすることで、図書資料のよさを実感できるよう、工夫しました。

さらに、学校司書を2名配置するとともに、司書教諭と学校司書が連携して魅力ある学校図書館づくりに努めました。

◆課題

学校図書館の活用においては、児童・生徒の更なる利用率向上に向けた改善が求められており、学校図書館図書基準に基づいた図書の購入と蔵書管理が必要です。

また、本市の小・中学校では、学校司書の配置が2名のみであり、司書教諭又は一般教諭が学校図書館の運営を担っています。さらには、クラス担任と兼務している学校がほとんどで、学校図書館運営に思うように手が回らない現状です。子どもと本をつなぐ役割を果たす学校司書の配置について、計画的な取組が課題です。

5 図書館における読書活動の推進

◆成果

移動図書館を定期運行することにより図書館への来館が困難な地域の子どもたちが、身近に図書館を感じられ、直接手に取って本を選ぶことができるよう、支援を行ってきました。

さらに、要請訪問による読み聞かせやブックトーク、団体貸出、図書館見学、職場体験の受け入れ、図書館の環境づくりなど、学校図書館担当者と連携し、読書支援に努めました。

ボランティア団体による読み聞かせの定期開催を実施し、子どもの感情を豊かにし、創造力を養うことにつなげるとともに、親子のコミュニケーションの場を提供しました。

児童部門の内外部研修に参加し、幅広い年齢層のニーズに応えられるよう、職員のスキル向上に努めました。

また、子どもの多種多様な読書活動に柔軟に対応するための専門的、技術的な対応が可能な司書有資格者を継続して配置しました。

◆課題

広い面積を有する本市において、図書館への来館が困難な子どもに対する読書活動支援を充実させることは、今後の大きな課題です。

読書活動推進の拠点として、図書資料の充実を図るとともに、情報化時代に即した電子書籍等の導入も視野に入れながら、利用にあたり困難を伴う子どもなどすべての子どもにとって身近な施設となり、より一層利用されるよう、それぞれの状況に合ったサービスを検討する必要があります。

6 数値目標の達成状況

	目標項目	開始値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度 [令和2年度])	現状値*
1	図書館利用者カード 18歳以下の登録率	〈登録者数3,809人〉 41%	50%	〈登録者数2,991人〉 39%
2	本が好きな子どもの割合 (小学校4年生[現状値6年生]、 中学校2年生)	小学生 87% 中学生 76%	小学生 100% 中学生 100%	小学生 83% 中学生 84%
3	本を週の半分以上読む割合 (小学校4年生[現状値6年生]、 中学校2年生)	小学生 79% 中学生 63%	小学生 100% 中学生 100%	小学生 49% 中学生 61%

*現状値について、目標項目の1は令和元年度、2・3は令和2年度。

*令和2年3月31日現在 18歳以下の市民の人数・・・7,660人

第1次計画では、上記の3項目について平成32年度（令和2年度）における目標値を設定しました。

目標値に対する達成状況について、以下のとおり分析しました。

- (1) 図書館利用者カード18歳以下の登録率については、開始値時点から微減となりました。この結果は、情報化社会の進展に伴う子どもたちの趣向の変化によるものと考えます
- (2) 本が好きな子どもの割合については、小学生において4ポイント減少した一方で、中学生においては、8ポイント増加しました。この結果から、読書の楽しみが一定程度定着・浸透していると考えます。
- (3) 本を週の半分以上読む割合については、小学生において大きく減少しました。様々な情報メディアの急速な普及による子どもの興味や関心の多様化や、高学年の多忙なライフスタイルによるものと推察します。

以上の状況からも読書活動の各種施策を一層推進する必要があります。

第4章

第2次計画における取組

第1次計画における取組を踏まえ、第2次計画における取組を以下に示します。

1 家庭における読書活動の推進

国の第4次基本計画において、子どもの読書活動の推進における家庭の役割は、次のように位置付けられています。

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

本計画では、読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化を図るため、次の取組を行います。

事業名	「うちどく」のすすめ	所 管	図書館 こども課 学校教育課	継続※3
内容	暮らしの中に読書の時間や、読み聞かせをする時間を設けるなど、家族で本に親しむことが大切です。家庭での読書＝「うちどく」が家族のコミュニケーションの場を作るきっかけとなり、これを習慣化することで、子どもが、人として生きていく上で欠かすことのできない学力を楽しみながら培うことができるよう、積極的に推進します。			

事業名	本のある環境づくり	所 管	図書館 こども課 学校教育課	継続
内容	家庭の中に本がある環境を作ることが大切です。家の中で、家族が集まるスペースに「本の場所」を決めて、図書館や保育園から本を借りるなどし、家族がいつでも本を読める環境づくりを推進します。 また、図書館や地域の事業に参加して、子どもの発達段階に合わせた本の選び方や楽しみ方について情報を得ることができる機会の提供に努めます。			

※3 この欄について

「継続」：第1次計画に引き続き実施する取組。

「拡充」：第1次計画からさらに進めて実施する取組。

「新規」：第2次計画で新たに実施する取組。

事業名	ブックスタート事業の実施	所 管	生涯学習課	継続
内容	乳児期からの読み聞かせの大切さを保護者に理解してもらうため、読み聞かせの方法や意義などを説明するとともに、絵本をプレゼントします。 【10 か月児健康相談】			

事業名	子育て支援センターにおける読書支援活動	所 管	こども課	継続
内容	図書館やボランティアと連携して、乳幼児やその保護者に向けた読み聞かせの実施や絵本に触れる時間を充実させ、本が子どもの身近にある環境を整えます。			

事業名	図書館における読書支援活動	所 管	図書館	継続
内容	子どもの発達段階に沿ったブックリストを作成して、保護者の本選びを支援します。 また、ボランティアと連携して、定期的に読み聞かせの会を開催し、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。			

2 地域における読書活動の推進

子どもが、どこでも本に親しめる環境を作るため、図書館・各地区図書室や子ども関連施設の環境づくりが大切です。

本計画では、子どもたちが身近に読書を親しめる環境づくりのため、次の取組を行います。

事業名	図書館の充実	所 管	図書館 公民館	継続
内容	市内図書館・図書室において、絵本や児童書を充実させ、保護者が子どもを連れて来館しやすいように環境を整えます。 どの地区に住んでいる子どもでも、身近な図書館・図書室で手に取って本を選ぶことができるように、市内全館に良い児童書を配置します。 図書館から遠くに住んでいる子どもたちが、本を借りることができるよう、移動図書館車の定期巡回を引き続き実施します。 子育て支援センターや保育園、学校図書館などに向けた定期的な本の貸出を実施して、子どもの身近な場所に本のある環境を整えます。			

事業名	子どもと本を結ぶ事業	所 管	公民館 図書館	継続
内容	ボランティアと連携しながら公民館・放課後子ども教室^{*4}などで、子どもや保護者を対象におはなし会などを開催し、それぞれの特色を活かしながら子どもに本の楽しさを伝えます。			

事業名	ボランティアの養成	所 管	公民館	継続
内容	地区や小学校において、読み聞かせなどの読書イベントが長年にわたってボランティア団体の協力により開催されています。 各所において、身近な大人による読み聞かせを、子どもたちが聞くことができるように、読み聞かせボランティアの養成講座を実施します。			



※4 放課後子ども教室：地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの

3 保育園・幼稚園における読書活動の推進

国の第4次基本計画において、子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割は、次のように位置付けられています。

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

本計画では、乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、以下の取組を行います。

事業名	保育園・幼稚園における読書支援活動	所管	こども課	継続
内容	子どもたちが読書の楽しさを体感できるよう、日常的な読み聞かせの実施や、「たより」などを通して、保護者への啓発や情報提供を行います。			

事業名	本のある環境づくり	所管	こども課	継続
内容	子どもに身近な保育園・幼稚園において、図書館サービスの活用も含めて、本のある環境を充実させます。			

事業名	保育士・幼稚園教諭の研修会への参加	所 管	こども課	継続
内容	保育士や幼稚園教諭等が、絵本についての理解を深めるために、資質向上を目的とした研修へ参加します。			

事業名	保育園・幼稚園における読書支援活動	所 管	こども課	継続
内容	「団体貸出」や「図書館見学」などの市立図書館のサービスを利用し、読書に親しむ機会を提供します。			



4 学校における読書活動の推進

国の第4次基本計画において、子どもの読書活動の推進における学校の役割は、次のように位置付けられています。

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められる。

本計画では、小中学校において全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実するため、次の取組を行います。

事業名	読書活動の推進	所管	学校教育課	継続
内容	子どもが読書の楽しさを知り、自主的な読書につながっていくよう、子どもが興味関心のある本を読む「朝読書」や「校内読書週間」など、学校の様々な場面で、魅力ある読書活動を展開します。			

事業名	読書環境の整備	所 管	学校教育課	継続
内容	学校図書館図書標準を達成し、計画的に蔵書の更新を図ることで、新鮮な蔵書の整備に努めます。 また、児童生徒が利用しやすい魅力ある学校図書館の環境を整えます。			

事業名	学校図書館活用の推進	所 管	学校教育課	継続
内容	近年、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されており、専門職員である学校司書の配置に向けた計画を進めていきます。 さらに、授業の理解を深めるために、子どもが求める情報が収集できる環境を整えます。			

事業名	司書教諭等の研修	所 管	学校教育課	継続
内容	学校司書、各学校の図書館教育を担当する教諭同士が、読書指導について情報を共有し、市立図書館で実施される相談会の利用など、積極的に研修に参加します。			

事業名	家庭への啓発	所 管	学校教育課	継続
内容	読書の大切さや図書館の利用促進など、保護者への啓発や情報提供を行います。			

事業名	学校図書館と市立図書館の連携による 読書環境の充実と読書活動の推進	所 管	学校教育課 図書館	新規
内容	学校図書館と市立図書館との連携による、団体貸出・長期貸出を利用した学級文庫や学校図書館の蔵書補充など、市立図書館に来ることのできない子どもたちも、自分の学校で、より多くの図書の利用が可能となる読書環境の充実を図ります。			



5 図書館における読書活動の推進

国の第4次基本計画において、子どもの読書活動の推進における図書館の役割は、次のように位置付けられています。

子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

本計画では、図書館の豊富な蔵書や人的資源を活用し、次の取組を行います。

事業名	読書活動の推進と読書環境の整備	所 管	図書館	継続
内容	あらゆる年代の子どもたちが、自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選ぶことができるように、それぞれの年代に合った資料の充実を図ります。 発達段階別にブックリストを作成し、年間を通して本を紹介するコーナーを設置するなど、本選びを支援し、「うちどく」を奨励します。 学年が進むにつれ、読書離れする傾向にあることから、児童書から一般書へとスムーズに移行していけるよう、10代向けのコーナー「ティーンズコーナー」を設置し、定期的に10代に向けた読書情報紙を発行して、読書活動への関心が高まるよう普及・啓発に努めます。			

事業名	移動図書館車※ ⁵ の定期運行	所 管	図書館	継続
内容	移動図書館車で、各地区集落へ定期的に出向くことで、直接図書館に来ることが困難な子どもたちの本選びを支援します。			

事業名	学校や保育園などへの支援	所 管	図書館	継続
内容	要請訪問による読み聞かせやブックトーク※ ⁶ 、団体貸出、図書館見学、職場体験の受け入れなど、学校での読書活動を支援します。 また、要請により、学校図書館の環境づくりを支援します。			

事業名	ボランティアへの支援	所 管	図書館 公民館	継続
内容	公民館等と連携して、ボランティアの養成や支援を行います。 また、ボランティアが自立した団体として公民館等で活動する場を提供します。			

※⁵ 移動図書館車：書籍などの資料と職員を乗せた自動車を利用して、図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して図書館のサービスを提供する仕組みのこと。

※⁶ ブックトーク：読み聞かせや朗読とは異なり、本を最初から順に読んでいくということをせず、一定のテーマを立てて何冊かの本を複数の聞き手に紹介すること。

事業名	職員研修	所 管	図書館	継続
内容	0 歳から 18 歳までの幅広い年齢層のニーズに応えることができるよう児童書の選書、読み聞かせやブックトークなど児童サービスに関する研修に参加します。 また、図書館職員は、子どもの読書活動に関する様々な相談や指導への対応など、極めて重要な役割を果たすことから、人員の適正配置を図ります。			

事業名	インターネットによる情報提供の充実	所 管	図書館	新規
内容	図書館事業の情報を積極的に図書館ホームページに掲載し、図書館利用者の増加につなげます。 また、蔵書、貸出状況が確認できることをPRするとともに、主催事業の案内をタイムリーに掲載し、新刊図書、ベスト貸出本、人気予約本の確認等、図書館の情報を提供できる体制づくりを整備します。			

事業名	あらゆる子どもへのサービスの充実	所 管	図書館	拡充
内容	点字絵本、外国語絵本、布絵本、録音資料、DAISY図書^{*7}などを整備し、あらゆる子どもたちに読書の機会を提供します。 さらに、サイン、レイアウトの改善など、利用環境の充実を図ります。			

事業名	子どもに本や物語に親しむ機会を提供する取組	所管	図書館	拡充
内容	図書館行事の充実による親子来館のきっかけづくりや、所蔵資料を使った体験活動を行います。 さらに、多様な本の紹介を行い、興味対象を広げるなど、子どもに本や物語に親しむ機会を提供します。			



※7 DAISY図書：デージー。Digital Accessible Information System の略。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のための情報システム。専用の機械やパソコンにソフトウェアをインストールして再生をすることができる。

6 成果指標

本計画に定めた取組により、子どもの読書活動が効果的に推進されていることを客観的に把握するため、数値化できる取組について、成果指標を設定します。

	指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
1	図書館利用者カード 18歳以下の登録率	(登録者数2,991人) 39%	50%	図書館が子どもにどの程度利用されているかを測るもの
2	ブックスタート事業で贈られた絵本を活用している割合	91%	100%	家庭での絵本の読み聞かせと豊かな親子関係を築くきっかけづくりにどの程度貢献しているかを測るもの
3	本が好きな子どもの割合 (小学校6年生、中学校2年生)	小学生 83% 中学生 84%	小学生 95% 中学生 95%	子どもの読書への関心を測るもの
4	1か月に1回以上本を読む割合 (小学校6年生、中学校2年生)	小学生 92% 中学生 91%	小学生 95% 中学生 95%	子どもの読書活動の推進に係る計画全体の取組の効果を測るもの

* 令和2年3月31日現在 18歳以下の市民の人数・・・7,660人

第5章

施策の推進体制

1 関係機関の連携

子どもの読書に係わる関係機関が、それぞれの役割を積極的に果たすとともに、連携、協力して、子どもの読書活動の推進を図ります。

また、公民館図書室、学校図書館、保育所、幼稚園、子育て支援センターなどのそれぞれの施設における蔵書を充実させるとともに、司書、教諭、保育士など子どもの読書活動に携わる職員等の資質向上を図ります。

2 ボランティア団体との連携と育成

ボランティア団体と連携し、子ども読書活動推進計画に関わる様々な取組を進めます。

また、子ども読書活動推進に関連するボランティアに興味がある方に対して、公民館等が実施している各種講座や研修会への参加を促し、自分たちでも学べる場を提供することで、ボランティア活動への意欲を高め、子ども読書活動を推進するためのボランティアを育成します。

3 啓発、広報の推進

子どもの読書活動推進を図るため、「子ども読書の日」（平成13年12月制定「子どもの読書活動の推進に関する法律 第10条」）を中心に、読書活動推進の広報活動やイベント等を行い、読書活動推進の機運を醸成するように努めます。

また、図書館が発行する小学生向けのブックリスト「いい本みつけた」や読書情報誌「ティーンズプレス」を有効に活用し、読書に対する子どもの知的関心を増進し、多様なニーズに応えるためのより興味を持てるような紙面づくり

の工夫を図ります。

さらに、読書に関する行事や取組などを広報紙やホームページを活用して積極的に情報発信します。

4 計画の進行管理

本計画の進行管理は、各事業の所管課担当者を委員とする村上市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）が行います。

各所管課は、各事業の取組状況を検証し、更なる推進と必要な改善について委員会と協議決定します。

【参 考 資 料】

- アンケート調査結果
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 村上市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

【アンケート調査結果】

■アンケート調査の種類

- ①学校図書館へのアンケート調査
- ②保育園年中児の保護者へのアンケート調査
- ③小学校6年生へのアンケート調査
- ④中学校2年生へのアンケート調査

■アンケート調査の実施期間

令和2年5月

学校図書館へのアンケート調査【回答集計】

■小学校：13校

■中学校：7校

問1. 学校図書室の蔵書数

問2. 昨年度受入れ冊数

	蔵書冊数	昨年度受入れ冊数
小学校		
村上小学校	10,569	410
村上南小学校	10,700	333
岩船小学校	8,345	155
瀬波小学校	5,800	272
山辺里小学校	9,900	220
保内小学校	13,032	220
金屋小学校	11,335	128
平林小学校	2,846	291
神納小学校	6,547	345
小川小学校	5,000	104
朝日みどり小学校	5,040	100
朝日さくら小学校	5,617	84
さんぼく小学校	12,724	73
中学校		
村上第一中学校	6,552	310
村上東中学校	8,633	196
岩船中学校	6,020	203
荒川中学校	6,153	243
神林中学校	7,142	331
朝日中学校	5,000	189
山北中学校	6,000	159

問3. 蔵書の除籍処理は実施していますか。

	小学校	中学校
①していない	0	1
②数年おきに実施している	6	6
③毎年実施している	7	0
④無回答	0	0

問4. 学校図書室の環境整備に必要なものは何ですか。

〈*複数回答あり。すべて有効とした〉

	小学校	中学校
①図書資料	2	2
②図書専任の職員	13	5
③その他	2	4
④無回答	0	0

■その他の内容

- ・図書分類のラベル表示
- ・データベース化
- ・エアコン
- ・本の収納スペース
- ・図書担当職員の時間的、物理的ゆとり
- ・特に不自由はない

問5. 学校図書室の本を授業で使用する際に、役立っていると思いますか。

	小学校	中学校
①とても役立っている	4	0
②まあまあ役立っている	5	2
③使っているが物足りない	4	2
④役に立たない	0	1
⑤使わないのでわからない	0	2

問6. 問5で③④⑤のいずれかを選んだ理由をお答えください。

〈*複数回答あり。すべて有効とした〉

	小学校	中学校
①授業に使える資料がない	2	3
②資料が古い	2	2
③冊数が足りない	2	2
④資料はあるが破損している	0	0
⑤インターネットなど図書館資料以外のものを使用している	1	2

問7. 図書館の蔵書管理（選書、受入、台帳整理、除籍）をする担当者の職種は何ですか。

	小学校	中学校
①教務主任	0	1
②一般教諭（クラス担当有）	12	3
③一般教諭（クラス担当無）	1	2
④その他	0	1

■その他の内容

- ・国語科主任

問8. 児童生徒が図書室を利用できるのはいつですか。（複数回答可）

	小学校	中学校
①登校後すぐ	3	0
②昼休み	11	7
③放課後	0	0
④いつでも	3	1
⑤その他	3	1

■その他の内容 〈*同様の回答はまとめてあります〉

- ・業間休み
- ・授業中

問9. ボランティアが活動している学校にお尋ねします。ボランティアの活動内容はなんですか。（複数回答可）

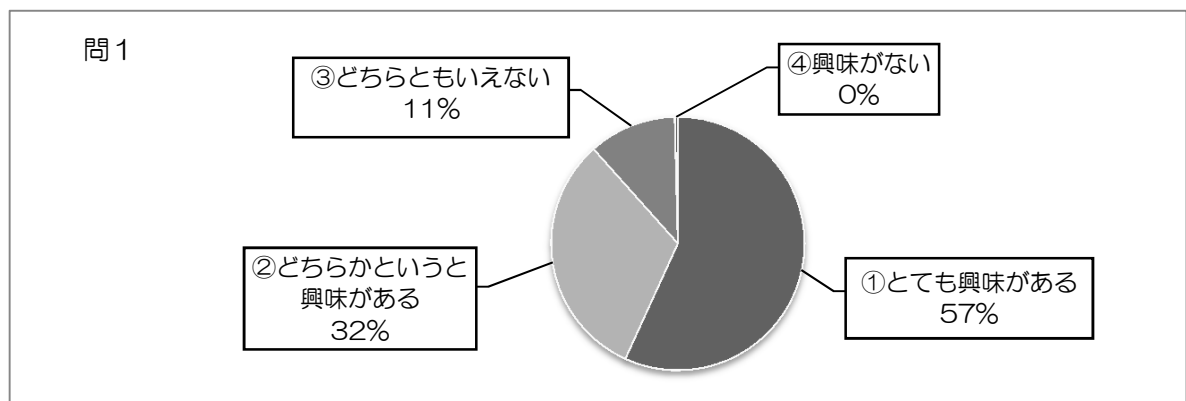
	小学校	中学校
①書架整理	11	1
②本の修理	12	0
③本の貸出	3	0
④図書室の飾りつけ	3	0
⑤図書原簿の整理	0	0
⑥その他（読み聞かせ）	4	0

保育園年中児の保護者へのアンケート調査【回答集計】

- 配布数：287枚
- 回収数：250枚
- 回収率：87%

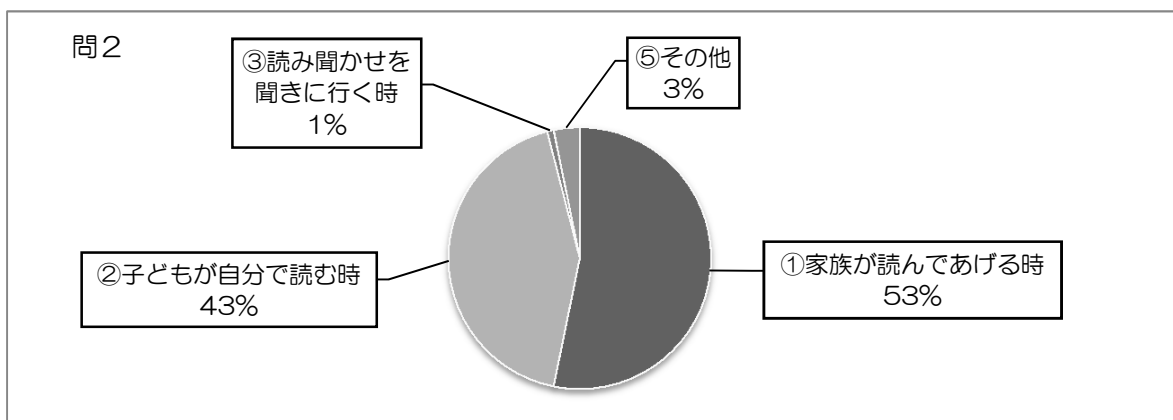
問1. あなたのお子さん（年中児）は本に興味がありますか。

	計	
①とても興味がある	142	56.8%
②どちらかというに興味がある	79	31.6%
③どちらともいえない	28	11.2%
④興味がない	1	0.4%



問2. お子さんが本を読む（見る）時は、どんな時ですか。

	計	
①家族が読んであげる時	133	53.2%
②子どもが自分で読む時	107	42.8%
③読み聞かせを聞きに行く時	2	0.8%
④本と接する機会はない	0	0.0%
⑤その他	8	3.2%

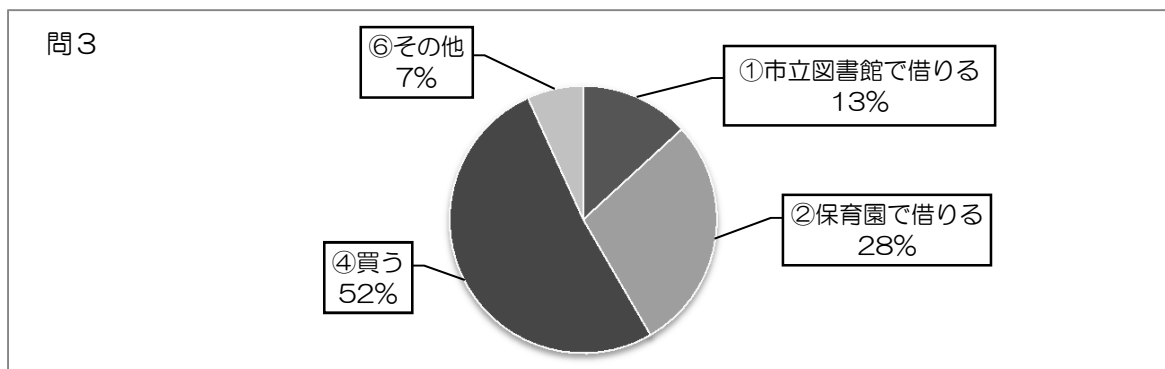


■その他の意見

- ・ 保育園から本を借りてきたとき
- ・ 寝る前
- ・ 兄弟が読んでいるとき

問3. お子さんが読む本、又は読み聞かせする本は、どうやって入手しますか。

	計	
①市立図書館で借りる	33	13.2%
②保育園で借りる	71	28.4%
③友達から借りる	0	0.0%
④買う	129	51.6%
⑤読まない	0	0.0%
⑥その他	17	6.8%

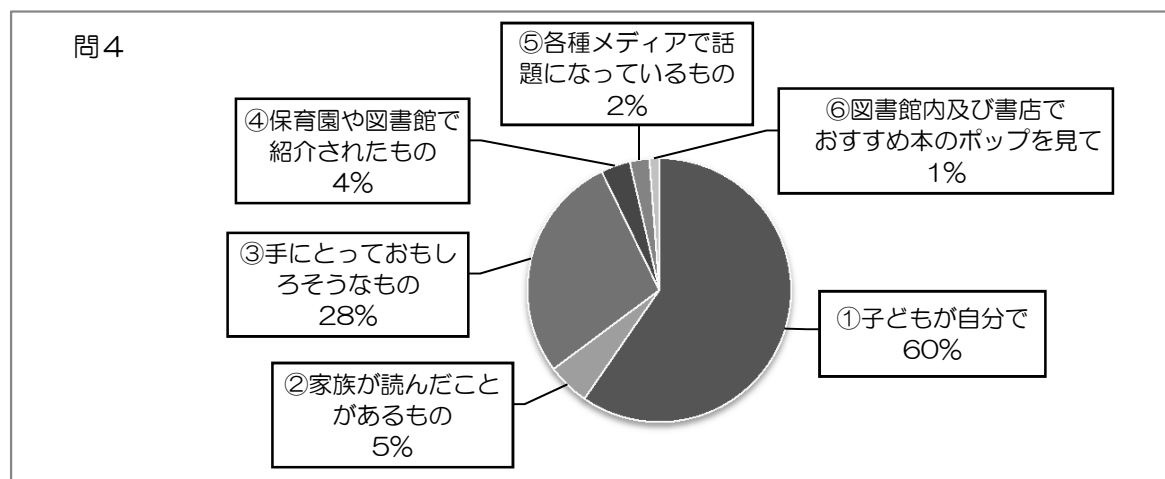


■その他の意見

- ・兄弟のお下がり
- ・毎月、児童館から2冊届く
- ・通信教育教材
- ・友人、親戚からの贈り物
- ・保育園でもらったもの
- ・家にあるもの

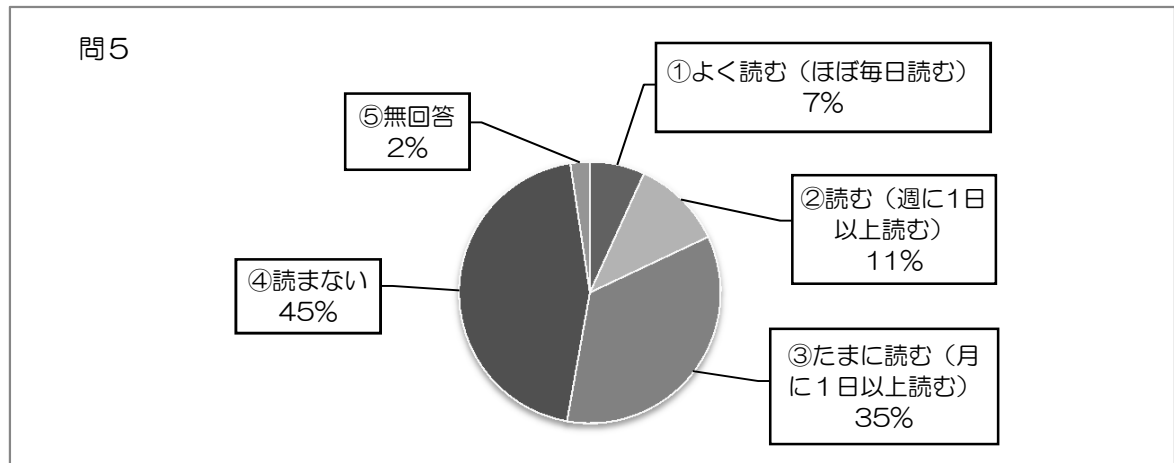
問4. お子さんが読む本、又は読み聞かせする本は、どうやって選んでいますか。

	計	
①子どもが自分で	149	59.6%
②家族が読んだことがあるもの	13	5.2%
③手にとっておもしろそうなもの	70	28.0%
④保育園や図書館で紹介されたもの	9	3.6%
⑤各種メディアで話題になっているもの	6	2.4%
⑥図書館内及び書店でおすすめ本のポップを見て	3	1.2%



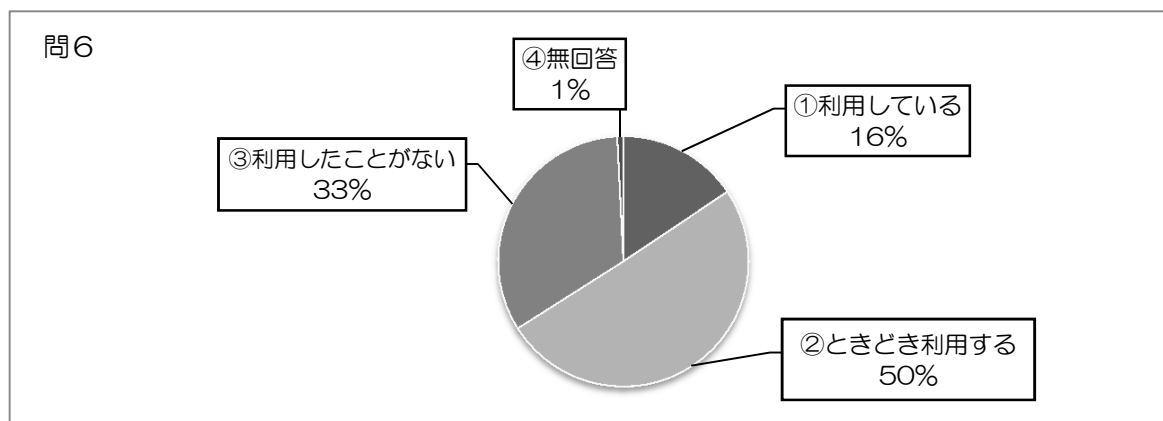
問5. あなたは、本を読みますか。

	計	
①よく読む（ほぼ毎日読む）	17	6.8%
②読む（週に1日以上読む）	28	11.2%
③たまに読む（月に1日以上読む）	87	34.8%
④読まない	112	44.8%
⑤無回答	6	2.4%



問6. あなたは、市の図書館（図書室、移動図書館車）を利用したことがありますか。
また、利用したことがない人は、その理由は何ですか。

	計	
①利用している	39	15.6%
②ときどき利用する	126	50.4%
③利用したことがない	83	33.2%
④無回答	2	0.8%

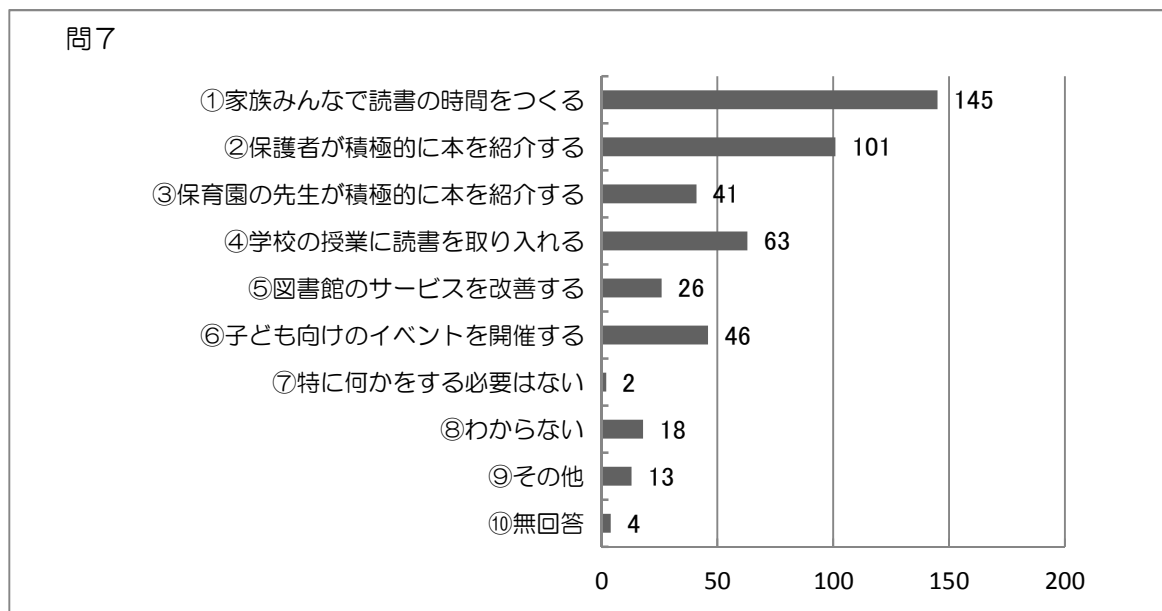


■ 利用しない理由 〈*同様の回答はまとめてあります〉

- ・どんな本が面白いのかよくわからない
- ・行く時間、行く機会がない
- ・調べ物はインターネットでできるから
- ・子どもが騒ぐので迷惑がかかる
- ・行きづらい、遠い
- ・興味がない
- ・場所がわからない
- ・借りるより買いたい
- ・本を読む習慣又は時間がない
- ・借りたり返したりが大変
- ・保育園から借り
- ・利用方法がわからない
- ・子どもが汚したり破損したりしないか心配
- ・移動図書館がいつ来ているかわからない

問7. 子どもの読書活動をより活発にするにはどうしたらよいと思いますか。（複数選択可）

	計
①家族みんなで読書の時間をつくる	145
②保護者が積極的に本を紹介する	101
③保育園の先生が積極的に本を紹介する	41
④学校の授業に読書を取り入れる	63
⑤図書館のサービスを改善する	26
⑥子ども向けのイベントを開催する	46
⑦特に何かをする必要はない	2
⑧わからない	18
⑨その他	13
⑩無回答	4

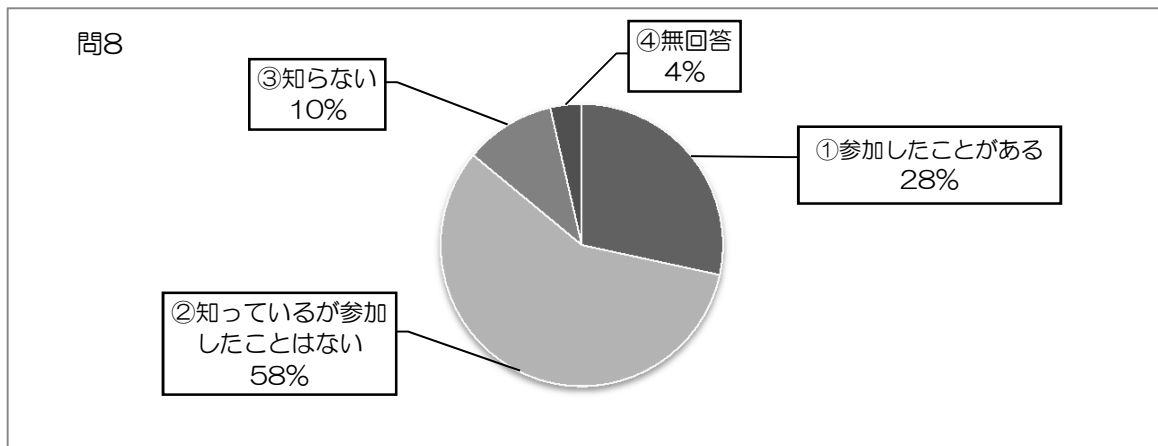


■その他の意見 〈*同様の回答はまとめてあります〉

- ・スマホ、タブレットの使用時間を減らす
- ・読み聞かせを土日にする
- ・時間をつくる
- ・移動図書館車が保育園を回る
- ・子どもの成長、生活に合わせた本を取り入れる
- ・保育園の本の貸出期間を長くする
- ・上手な読み聞かせを行ってほしい
- ・週末に保育園が本を貸し出す
- ・子どもの意志を尊重する
- ・ブックスタートなどを複数回行う
- ・本の楽しさや面白さなどを子ども同士で話し合う
- ・子どもが本に触れ合う機会をつくる

問8. 公民館や図書館などで「読み聞かせ」をしていることを知っていますか。

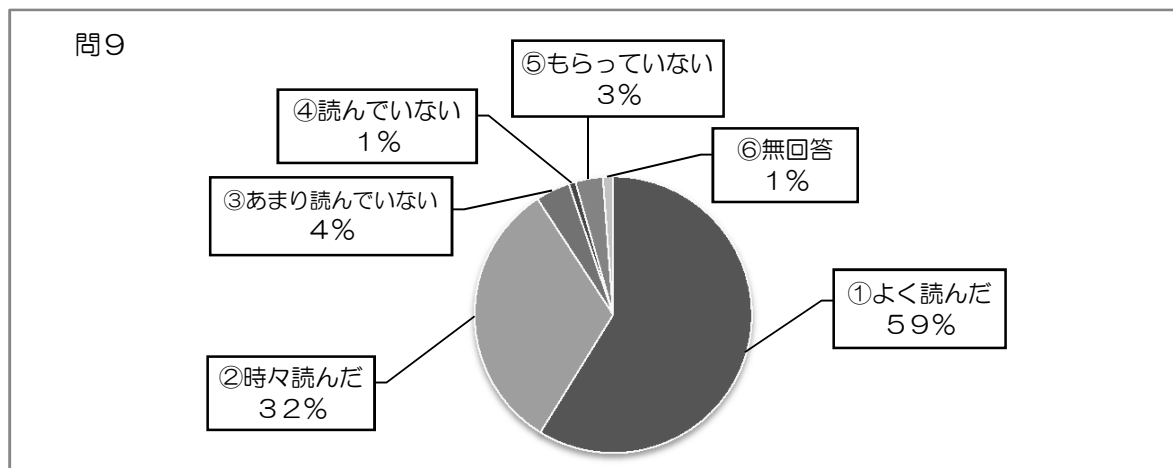
	計	
①参加したことがある	71	28.4%
②知っているが参加したことはない	144	57.6%
③知らない	26	10.4%
④無回答	9	3.6%



問9. 乳幼児10か月健診時に行われた、ブックスタート事業でもらった絵本を家庭での読み聞かせに活用しましたか。

	計	
①よく読んだ	147	58.8%
②時々読んだ	80	32.0%
③あまり読んでいない	10	4.0%
④読んでいない	2	0.8%
⑤もらっていない	8	3.2%
⑥無回答	3	1.2%

〈*「⑤もらっていない」の回答については市外から転入された方のご意見です。〉

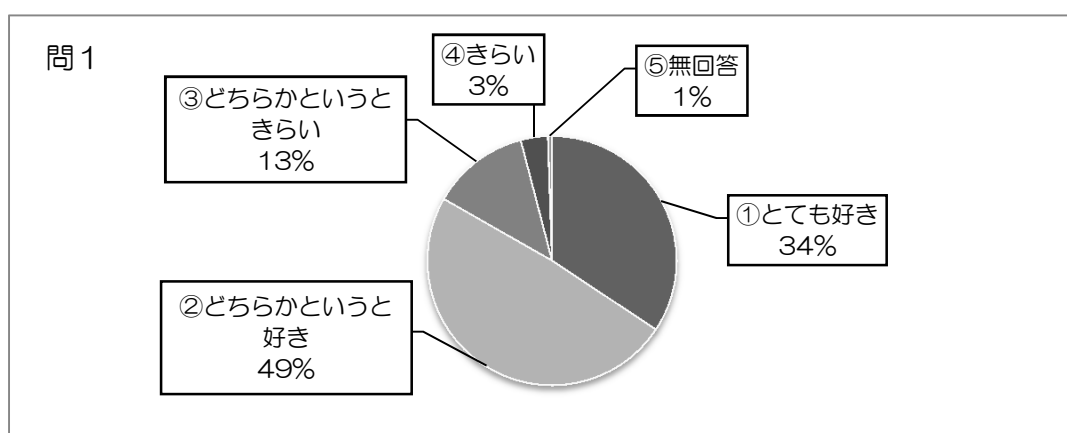


小学6年生へのアンケート調査【回答集計】

- 配布数：380枚
- 回収数：370枚
- 回収率：97%

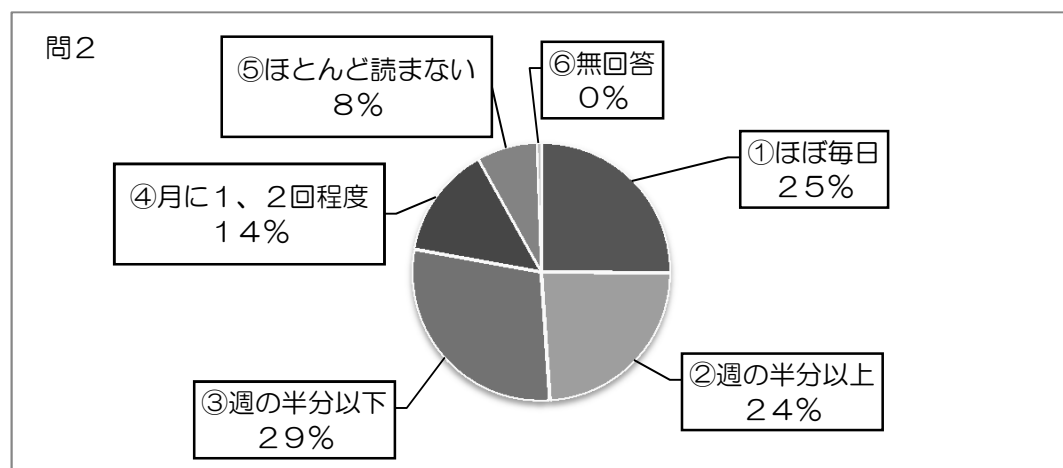
問1. 本は好きですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①とても好き	53	17	17	32	8	127
②どちらかという好き	92	25	29	22	13	181
③どちらかというときらい	26	11	5	2	3	47
④きらい	2	5	2	1	3	13
⑤無回答	0	1	1	0	0	2



問2. どのくらい本（教科書以外）を読みますか。

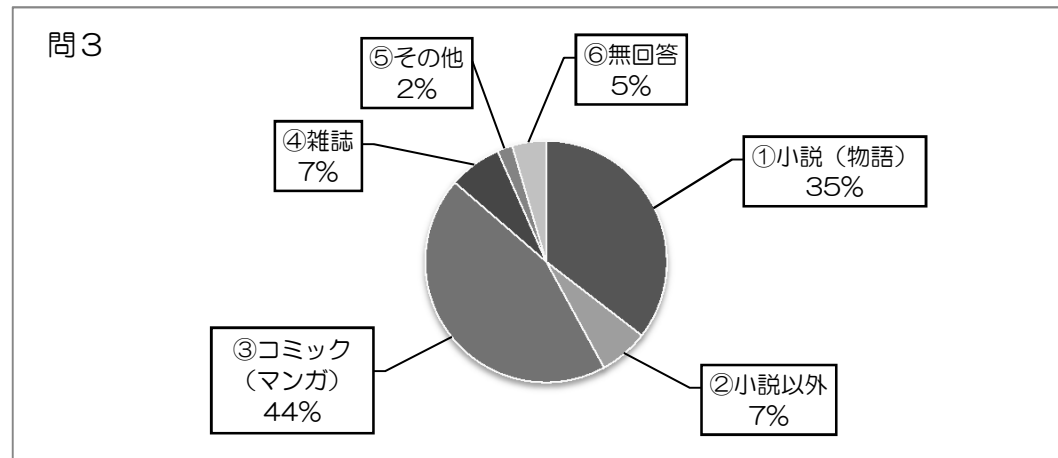
	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①ほぼ毎日	39	9	16	21	8	93
②週の半分以上	41	8	13	17	9	88
③週の半分以下	57	17	14	12	7	107
④月に1、2回程度	23	14	10	4	1	52
⑤ほとんど読まない	13	10	1	3	1	28
⑥無回答	0	1	0	0	1	2



問3. 問2で①～④を選んだ人が、読む本の主な種類。

〈*回答数1のところ、複数回答あり。すべて有効とした〉

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①小説（物語）	70	21	19	30	16	156
②小説以外	12	3	2	5	7	29
③コミック（マンガ）	85	34	36	29	11	195
④雑誌	17	2	6	2	4	31
⑤その他	8	0	0	1	0	9
⑥無回答	10	6	1	2	1	20

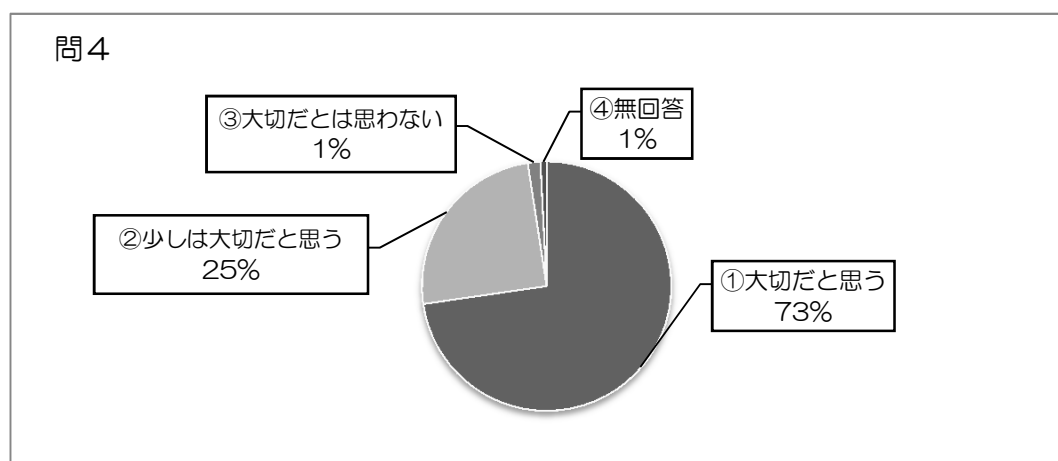


■その他の内容

- ・ゲームの攻略本
- ・選手名鑑

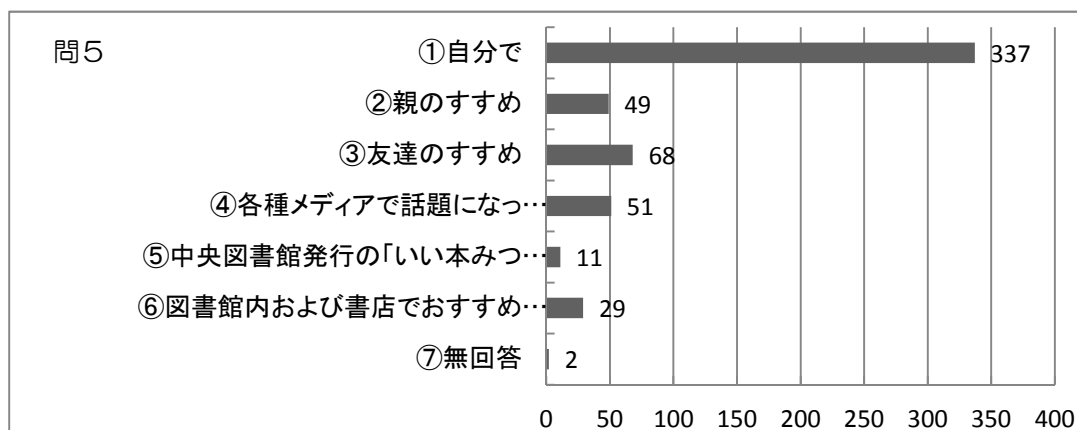
問4. 本を読むことは、大切だと思いますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①大切だと思う	121	37	41	47	23	269
②少しは大切だと思う	51	18	11	9	3	92
③大切だとは思わない	0	3	1	1	1	6
④無回答	1	1	1	0	0	3



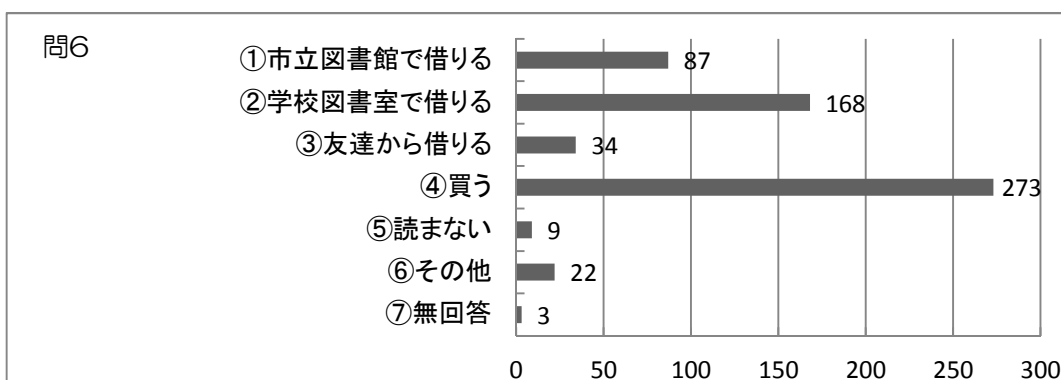
問5. 読む本は、どうやって選んでいますか。（あてはまるものすべてに○）

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①自分で	155	50	52	54	26	337
②親のすすめ	31	4	6	6	2	49
③友達のすすめ	35	11	10	9	3	68
④各種メディアで話題になっているもの	26	7	9	7	2	51
⑤中央図書館発行の「いい本みつけた」等のブックリストから	6	0	3	1	1	11
⑥図書館内および書店でおすすめ本のポップを見て	14	2	9	4	0	29
⑦無回答	0	1	1	0	0	2



問6. 読みたい本は、どうやって手に入れますか。（あてはまるものすべてに○）

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①市立図書館で借りる	47	10	15	12	3	87
②学校図書室で借りる	80	13	31	29	15	168
③友達から借りる	15	4	7	4	4	34
④買う	125	43	44	41	20	273
⑤読まない	4	2	0	2	1	9
⑥その他	13	2	4	0	3	22
⑦無回答	2	1	0	0	0	3

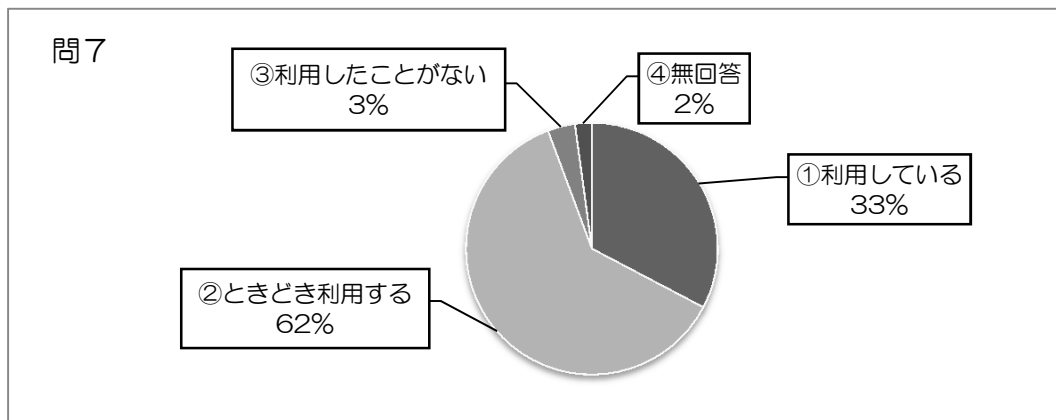


■その他の内容 〈＊同様の回答はまとめてあります〉

- ・レンタルショップで借りる
- ・家族から借りる
- ・付録本
- ・携帯のアプリで読む

問7. 学校の図書室を利用していますか。また、利用したことがない人は、その理由は何ですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①利用している	68	13	10	21	9	121
②ときどき利用する	102	38	39	33	16	228
③利用したことがない	1	5	3	2	2	13
④無回答	2	3	2	1	0	8

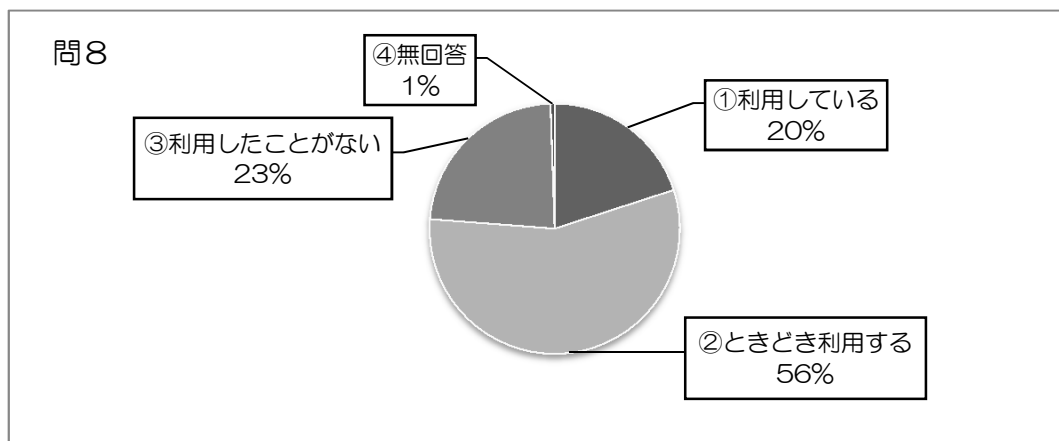


■利用したことがない理由 〈*同様の回答はまとめてあります〉

- ・本を読む気にならない
- ・市立図書館から本を借りる
- ・本が好きじゃない
- ・行く時間がない
- ・家にある本を読む
- ・どこかわからない

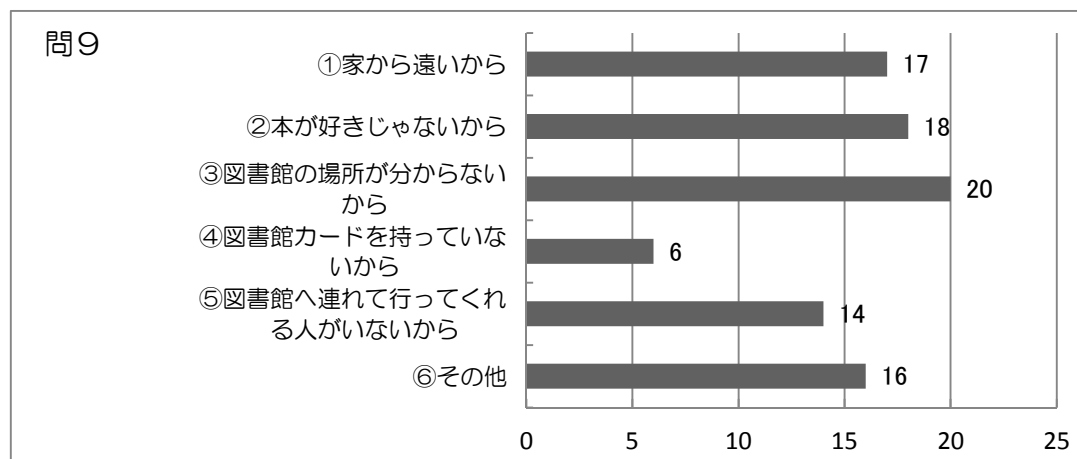
問8. 市の図書館、図書室、移動図書館車を利用したことがありますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①利用している	36	7	13	14	4	74
②ときどき利用する	107	29	26	34	12	208
③利用したことがない	30	21	15	9	11	86
④無回答	0	2	0	0	0	2



問9. 問8で、「③利用したことがない」にマルをつけた人だけ書いてください。
市の図書館、図書室を利用したことがない理由は、何ですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①家から遠いから	5	4	3	1	4	17
②本が好きじゃないから	8	3	3	2	2	18
③図書館の場所が分からないから	3	5	6	3	3	20
④図書館カードを持っていないから	3	0	1	1	1	6
⑤図書館へ連れて行ってくれる人がいないから	5	5	2	1	1	14
⑥その他	8	3	3	1	1	16



■利用したことがない理由 〈*同様の回答はまとめてあります〉

- ・面白くない
- ・行くのが大変、機会がない
- ・本は買う
- ・他自治体の図書館を利用している
- ・借りたくない
- ・移動図書館車の来る時間が分からない

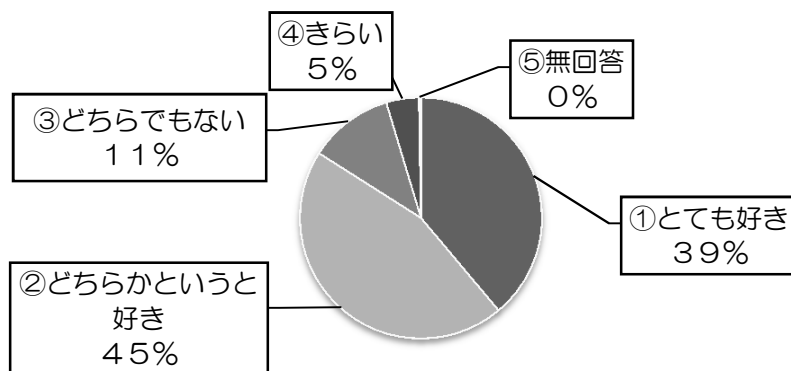
中学2年生へのアンケート調査【回答集計】

- 配布数：413枚
- 回収数：388枚
- 回収率：93%

問1. 本は好きですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①とても好き	53	35	26	24	13	151
②どちらかという好き	85	39	30	11	10	175
③どちらでもない	19	8	7	5	5	44
④きらい	8	2	1	1	5	17
⑤無回答	0	0	0	1	0	1

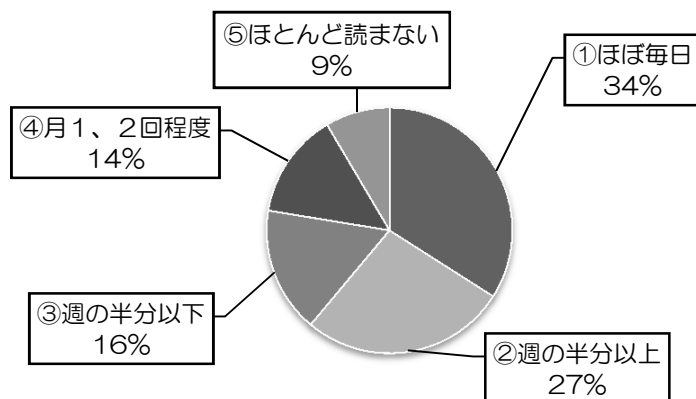
問1



問2. どのくらい本（教科書以外）を読みますか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①ほぼ毎日	62	23	21	11	15	132
②週の半分以上	48	25	11	15	6	105
③週の半分以下	19	15	16	9	5	64
④月1、2回程度	22	11	12	6	3	54
⑤ほとんど読まない	14	10	4	1	4	33

問2

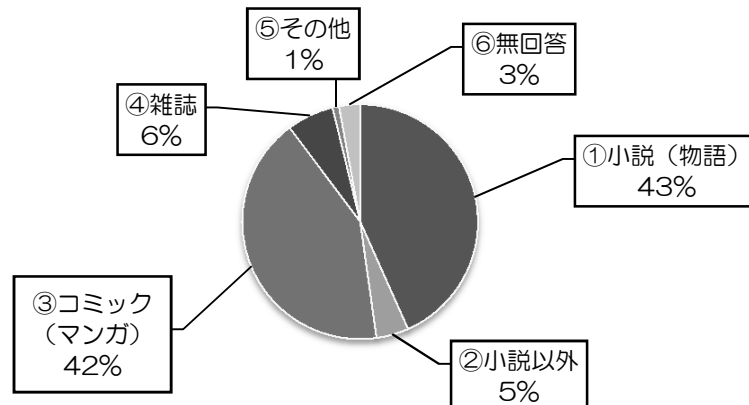


問3. 問2で答えた本の主な種類は、何ですか。

〈*回答数1のところ、複数回答あり。すべて有効とした〉

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①小説（物語）	72	43	30	25	25	195
②小説以外	13	2	1	1	3	20
③コミック（マンガ）	88	46	32	15	8	189
④雑誌	15	8	2	3	1	29
⑤その他	2	1	1	0	0	4
⑥無回答	8	3	1	0	1	13

問3



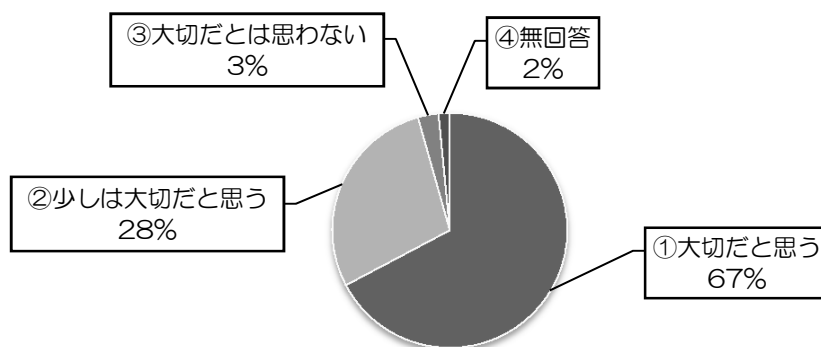
■その他の内容

- ・絵本
- ・字典

問4. 本を読むことは、大切だと思いますか。

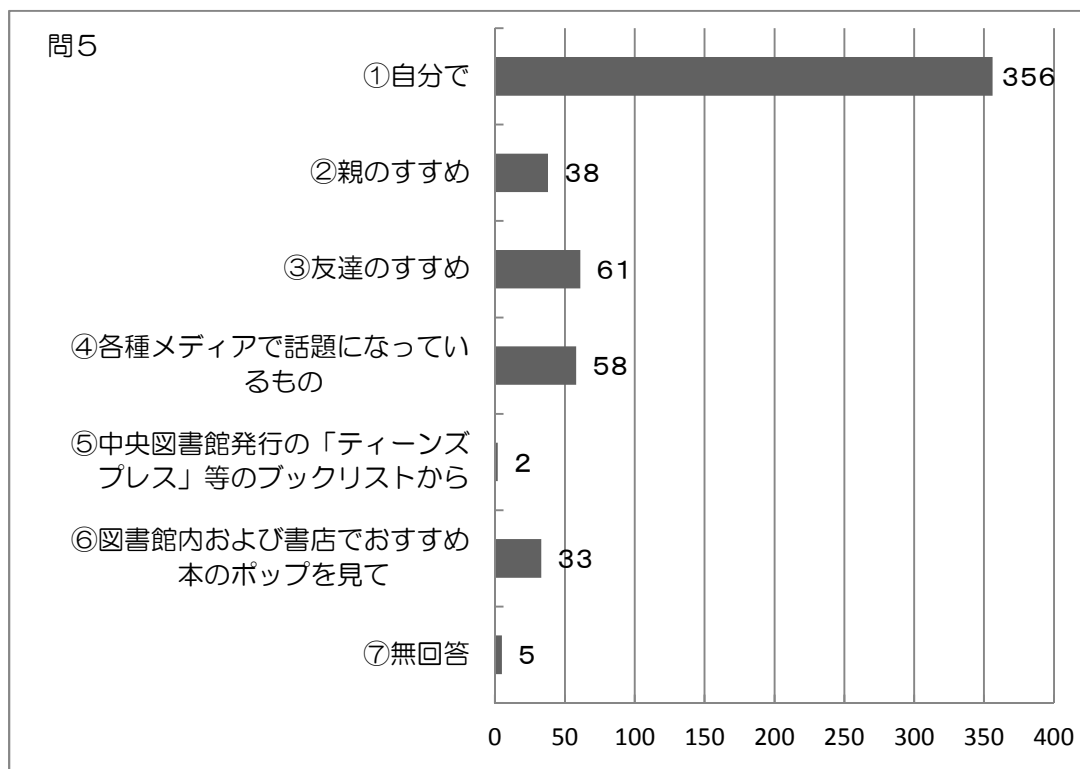
	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①大切だと思う	105	71	37	33	15	261
②少しは大切だと思う	54	10	24	7	15	110
③大切だとは思わない	5	1	3	0	2	11
④無回答	1	2	0	2	1	6

問4



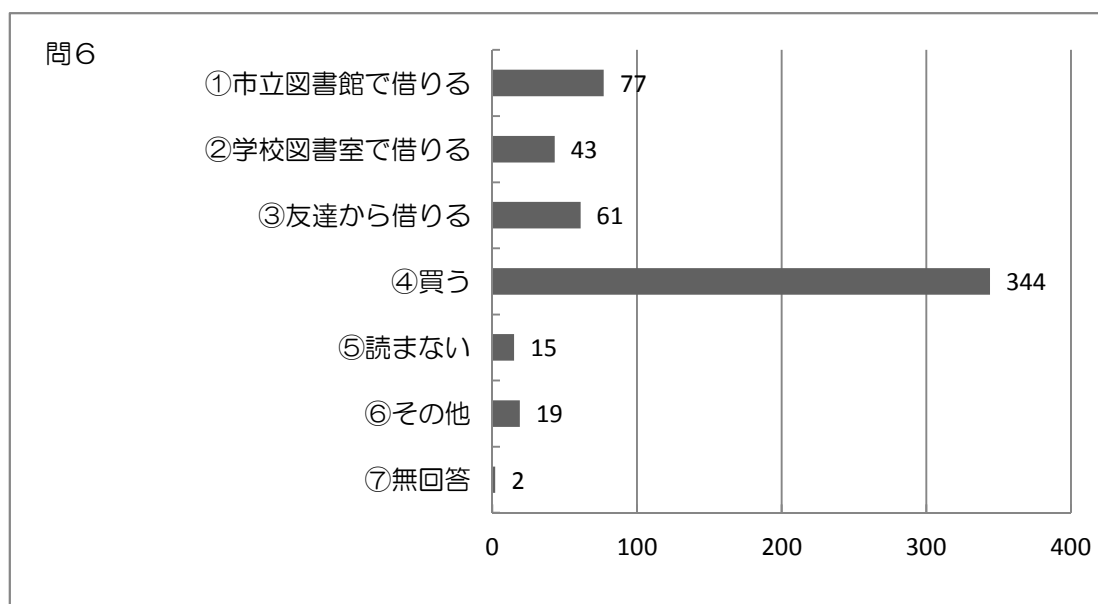
問5. あなたは読む本はどうやって選んでいますか（複数選択可）

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①自分で	148	76	61	39	32	356
②親のすすめ	21	8	4	2	3	38
③友達のすすめ	15	19	14	11	2	61
④各種メディアで話題になっているもの	24	12	12	7	3	58
⑤中央図書館発行の「ティーンズプレス」等のブックリストから	1	0	0	1	0	2
⑥図書館内および書店でおすすめ本のポップを見て	14	9	4	3	3	33
⑦無回答	1	0	3	1	0	5



問6. 読みたい本は、どうやって手に入れますか。（複数選択可）

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①市立図書館で借りる	29	19	19	6	4	77
②学校図書室で借りる	7	16	10	5	5	43
③友達から借りる	12	19	16	10	4	61
④買う	143	76	56	40	29	344
⑤読まない	6	3	3	2	1	15
⑥その他	10	3	3	1	2	19
⑦無回答	2	0	0	0	0	2

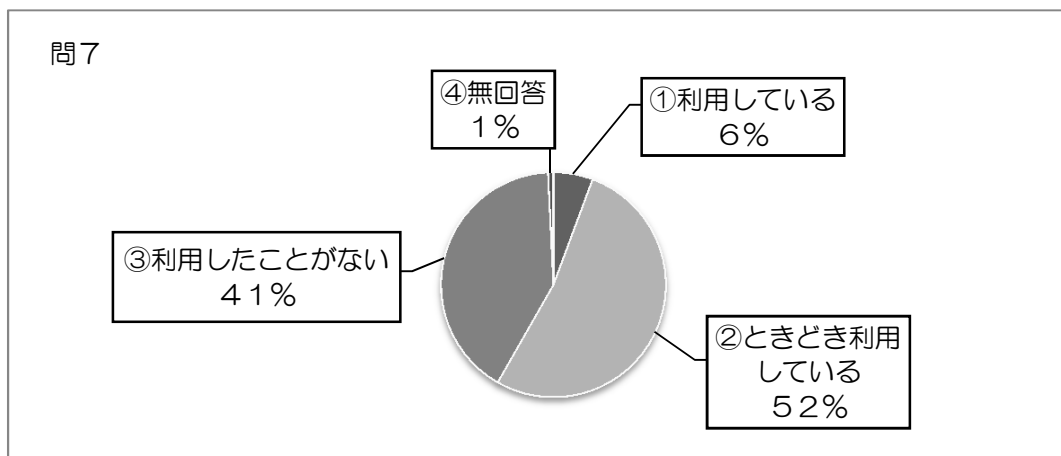


■その他の内容 〈*同様の回答はまとめてあります〉

- 家にある本
- 家族から借りる
- 携帯のアプリで読む
- インターネット
- 電子書籍

問7. 学校の図書室を利用していますか。また、利用したことがない人は、その理由は何ですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①利用している	5	8	3	3	3	22
②ときどき利用している	72	56	34	32	10	204
③利用したことがない	86	20	26	7	20	159
④無回答	2	0	1	0	0	3

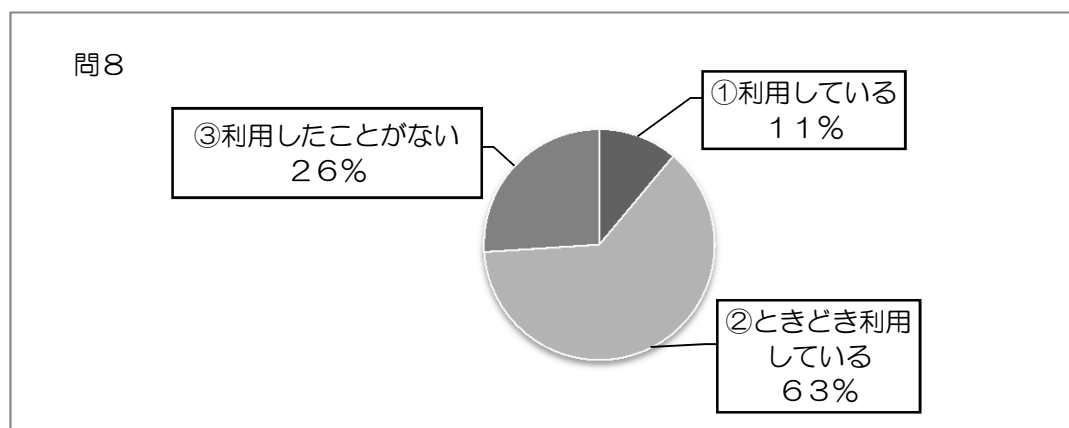


■利用しない理由 〈*同様の回答はまとめてあります〉

- ・教室から遠い
- ・時間がない
- ・場所がわからない
- ・本は買って読む
- ・好きな本、読みたい本がない
- ・休み時間はほかの事をする
- ・面倒だから（行くこと、借りること、返すこと）
- ・授業以外で利用したことがない
- ・マンガがない
- ・本に興味がない
- ・行く機会がない
- ・友達と遊んでいるほうが楽しい

問8. 市の図書館、図書室、移動図書館車を利用したことがありますか。
また、利用したことがない人は、その理由は何ですか。

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①利用している	21	7	8	6	1	43
②ときどき利用している	97	49	45	33	20	244
③利用したことがない	47	28	11	3	12	101

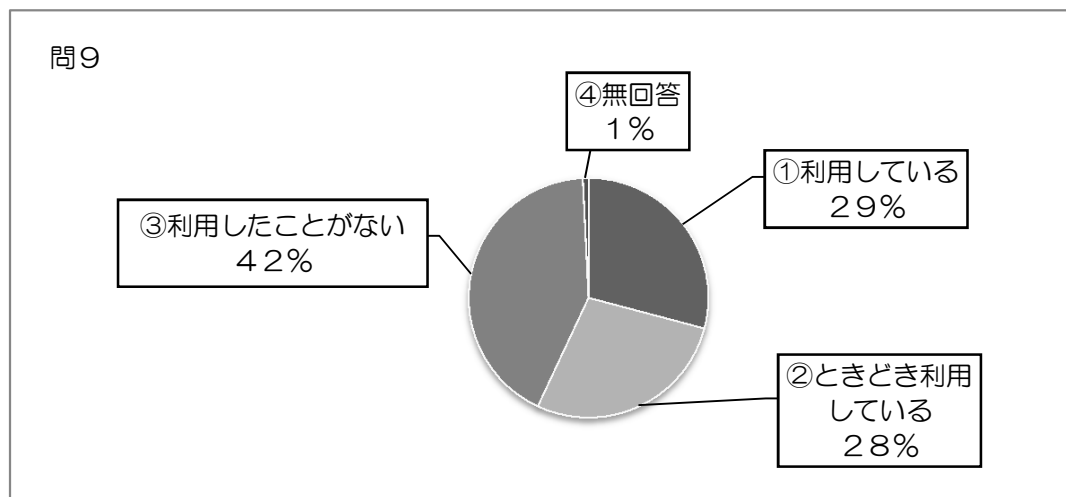


■利用しない理由 〈*同様の回答はまとめてあります〉

- ・行く時間・機会がない
- ・本は買って読む
- ・学校で借りる
- ・家から遠い
- ・読みたい本がない
- ・電子書籍で読む
- ・きたない
- ・本を読まない
- ・場所がわからない
- ・借りにくい、借りるのが不安
- ・移動図書館車の利用方法がわからない
- ・マンガがない
- ・行くのが面倒

問9. 電子書籍を利用したことがありますか。(スマホ・タブレット・パソコンなど)

	村上地区	荒川地区	神林地区	朝日地区	山北地区	計
①利用している	46	26	18	12	11	113
②ときどき利用している	51	15	19	15	8	108
③利用したことがない	66	42	27	15	14	164
④無回答	2	1	0	0	0	3



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけ

る子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○村上市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「村上市子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定するため、村上市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、中央図書館長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員会の任期は、計画策定の策定が完了する日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、計画の策定に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、計画の策定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	区 分	所 属 等
1	委員長	生涯学習課長
2	副委員長	中央図書館長
3	委員	学校教育課職員
4	委員	こども課職員
5	委員	生涯学習課職員
6	委員	生涯学習課職員
7	委員	生涯学習課職員

村上市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属等
委員長	板垣 敏幸	生涯学習課 課長
副委員長	大倉 佳代	中央図書館 館長
委員	高橋 健	学校教育課 指導主事
委員	瀬賀 ひとみ	こども課 子育て支援室 主任
委員	宮村 真奈美	生涯学習課 社会教育推進室 主査
委員	本保 美穂	生涯学習課（中央図書館）係長
委員	多田 恵理子	生涯学習課（中央図書館）主事



第2次 村上市子ども読書活動推進計画

(令和3～7年度)

令和3年3月発行

編集・発行 村上市教育委員会

(村上市立中央図書館)

〒958-0854 村上市田端町4番25号

電 話 0254-53-7511

FAX 0254-52-4133

Eメール tosho@city.murakami.lg.jp
